

## ○議案第30号 守口市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

### □□□審議経過□□□

#### ＝福祉保健委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本案は、国における政令改正により、国民健康保険の賦課限度額などに関する基準が改められたことから、本市において、中間層及び低所得世帯の保険料を抑制するため、基礎賦課限度額及び後期高齢者支援金等賦課限度額の引き上げ、あわせて保険料の軽減措置に係る改正を行おうとするものが主な内容であります。

本委員会といたしましては、審査の結果、特段の異論もなく、賛成多数をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、真崎委員におかれましては、保険料の引き下げに向けた対策が講じられておらず、認められないとの理由から、反対の意を表明されましたことを付言いたします。

以上、委員長報告といたします。